

第1次インドシナ戦争期の北ベトナムにおける農業税の導入 —国家財政保証、戦時食糧調達、農村統治をめぐるポリティクス—

平山 陽洋

目次

はじめに

1. 農業税導入の前史

1-1. 食糧の「自給自足」

1-2. 「拠出」による財政運営、各地方に「分散」する財源

1-3. 財政構造、食糧調達システムの中央集権化の試みとその失敗

2. 1951年の農業税導入

2-1. 財政運営に関する中華人民共和国の政治指導

2-2. 「農業税臨時条例」の諸特徴

2-2-1. 再度試みられる財政構造、食糧調達システムの中央集権化

2-2-2. 累進制適用のための土地と住民の把握

3. 農業税徵収のポリティクス

3-1. 再発する諸問題

3-1-1. 地方政府における稲穀の滞留

3-1-2. 発生する税逃れ、土地と住民の把握不足

3-2. 「村の財源」の規制と「大衆發動」の開始

4. 考察

結論

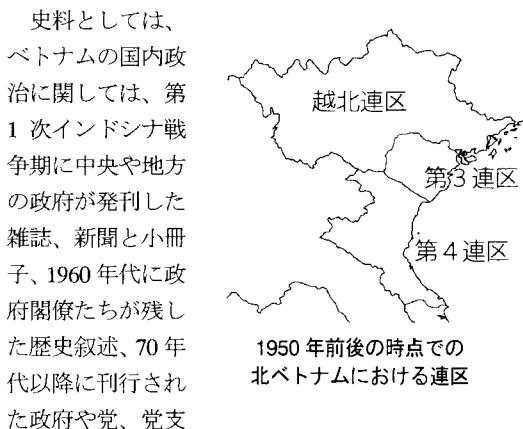
はじめに

第1次インドシナ戦争がはじまって6年目の1951年に、ベトナム民主共和国において農業税が導入された。同税は、農業に従事する者に対し収穫量に応じて累進制で課税すること、地主の収穫に対しては小作人の収穫に比し1.7倍ほど重く課税すること、税の納付が稻穀（thóc）の現物によること、などの規定をもった（Vu Thué Nông nghiệp, 1951）。

農業税が導入された背景事情、税の内容、税実施の結果は、これまで十分に解明されていない。同税を紹介した先駆的研究としてバーナード・フォールの著作があるが、そこでは税の内容説明が不十分であり、税に適用される累進制が示されてはいるが、その適用規則に関する説明が不正確で、また、累進制以外の税の規定に関する説明はほとんどない。さらに、税導入の背景事情や、税実施の結果に関する歴史的説明を欠いている（Fall, 1956）。他方、税実

施の結果に言及した文献として、ホアン・ヴァン・チーの著作がある。しかしホアンは、反共主義の立場から、税が暴力的に徵収された顛末を過度に強調する。さらにそこでは、フォールの著作と同様、税の内容説明が不十分で、税導入の背景事情の説明が欠けている（Hoang, 1964）¹。

農業税に関して未解明の部分が多く残る研究状況の克服を目指し、本稿では、農業税が導入された背景事情、税の内容、税実施の結果を、時系列に沿って一連の歴史として再構成する。第1次インドシナ戦争期にベトナム民主共和国は、独立したばかりで支配体制が確立しておらず、戦時下で支配状況が流動的に変化した事情に起因し、多くの困難に満ちた糾余曲折の歴史をたどった。本稿では、そうした糾余曲折の歴史の一例として、農業税導入の前後史を再構成する。その再構成にあたりとくに着眼するのは、国家財政保証、戦時食糧調達、農村統治の文脈で農業税が果たした役割である。



¹ 近年、第1次インドシナ戦争期の戦時経済について整理する論文が発表されたが、そこでは、農業税に関する言及はあるものの、51年以前の「田土税（thuế diền thổ）」と、51年に導入された「農業税（hué nông nghiệp）」との違いが明確に示されておらず、歴史的前後関係の混同が見られる（Brochoux, 2002）。

² ベトナムの共産主義者は、1945年にインドシナ共産党を名目的に解散し、代わりに「インドシナ・マルクス主義研究会」を組織した。

は、冷戦史に関する近年の研究成果を参考する。なお、本稿で考察の対象とする地域を、51年に1つの国家会計システムに統合される中部ベトナムの第4連区以北に限定する。「連区（liên khu）」とは、第1次インドシナ戦争開始前後に設置された戦区を、50年前後に統合して形成された行政・軍事単位である。51年の時点で北ベトナムに設置された「連区」は図の通りである。

本稿で明らかにするのは以下の諸点である。第1に、農業税の導入が、ベトナム民主共和国が直面した2つの課題への取り組みの一環として理解されることである。2つの課題とは、財政構造と食糧調達システムの中央集権化という課題と、戦時下の混乱のなか拡大する農民間の貧富の格差を是正するための、累進制による課税の強化という課題である。第2に、それら課題の解決は1950年前後から模索されたが、その模索にあたり、中華人民共和国による内政指導の影響を受けつつ51年に導入された農業税が、重要な役割を担ったことである。そして第3に、成果を期待された農業税の徴収過程で、徴収した稲穀を地方から中央へ受け渡す制度の不備の問題と、課税に必要な土地情報と住民情報の把握不足の問題が露呈したことを見出す。第4に、それらの問題を解決し、徴税目標を達成するために導入された諸統制政策により、農村統治方針の転換が示されたことを明らかにする。

1. 農業税導入の前史

1-1. 食糧の「自給自足」

1951年以前のベトナム民主共和国政府は、戦時下の食糧調達と財政運営にあたり「自給自足（tự cấp tự túc）」という言葉を頻繁に用いた。政府はその言葉の宣伝により、各地の住民と地方政府に対して、住民の生活維持と、地方単位で展開される軍事活動に必要な食糧や資金の現地調達を求めていた（Vu, 1966: 321-322）。本節では、食糧の「自給自足」の実態を検討したい。地方ごとの財政運営の実態については次節で検討する。

その後、51年2月に開催された第2回党大会において「ベトナム労働党」が結成された。本稿では、これら名称は異なるが同一の組織に対し「党」という表記を統一して用いることとする。

ベトナム民主共和国政府支配下の農民たちは食糧の「自給自足」を達成するために、協業して農作業をおこなった。まず、第4連区の事例を確認しよう。1949年10月に第4連区で連区抗戦行政委員会により開催された連区経済拡大会議において、同委員会副主席のダン・ヴィエト・チャウ（Đặng Việt Châu）は自身の報告のなかで、「労働交換団（đoàn dôi công）」や「労働集約団（đoàn hợp công）」と呼ばれる組織が、農作業の人手不足を補うため自発的に形成されたと指摘した。さらにダンは、それらの組織化を地方政府が徐々に支援するようになり、49年6月までにタインホア省で3000強、ゲアン省で2000弱、ハティン省で680の「労働交換団」および「労働集約団」が組織されたと述べた（Đặng, 1949: 11-12）。同時期に刊行された党中央の資料では、こうした組織は「初級合作社」の下位形態と位置づけられている（Ban Chấp hành Trung ương Đảng, 1949: 50-51）。

次に、越北連区の事例を確認したい。1950年3月に党の同連区委員会が開催した全越北連区幹部会議の議決のなかで、「労働交換会（hội dôi công）」や「集団労働会（hội làm tập đoàn）」が連区中で形成される現状が指摘された。加えて、飢餓対策の伝統的扶助制度である「義倉（nghĩa thuong）」や「坊給（phường cấp）」を基盤として「合作社」を組織することが推奨された（VKĐBLKVB-1950a: 40-41）。この推奨の指示からは、農民が協業して農作業をおこなう諸組織が整備された背景に、戦争による農地の荒廃と住民生活の窮状があったことが理解される。

こうして形成された諸組織が、「自給自足」の食糧調達の社会的基盤となる一方で、地方政府や地方部隊が直接経営する農地が、食糧調達のもう1つの社会的基盤となった。1948年に党中央の機関誌『内部生活（Sinh hoạt Nội bộ）』において、こうした経営にあたり、接収したフランス人のプランテーションや「國に背く者（bọn phản quốc）」の土地を利用した事例が報告されている（Minh, 1948: 8）³。一方、49年

³ 『内部生活』は1947年8月に創刊された雑誌形式の党中央機関誌で、およそ1、2ヶ月に1度のペースで50年3月まで刊行された。50年7月には『内部生活』に代わる機関誌として『共産（Công sản）』が創刊されたが、『共産』は50年7月、8月の2度の刊行で終わった。その後、雑誌形式の党中央機関誌が再創刊されるのは、55年の『學習（Học tập）』を待たねばならなかった。

10月の第4連区経済拡大会議におけるダン・ヴィエト・チャウの前述の報告によると、同連区では、村(xā)の共有地である「公田公土(công diền công thô)」が、暫定的な措置とされつつも、実質的に地方政府の経営下に入るという事例が見られた(Dặng, 1949: 24)。他方、越北連区においては、農民が自身の所有する田んぼの一部を地方政府に献上し、それが地方部隊の食糧供給に資したことが、先にふれた50年の全越北連区幹部会議議決のなかで指摘されている(VKĐBLKVB-1950a: 42)。

「初級合作社」の組織化が進んだ要因、そして、地方政府や地方部隊による農地経営が進展した要因を勘案したときに、フランスの侵攻を受け耕作が困難になる状況下で生産を維持するために、農民、地方政府、地方部隊が相互扶助的に支えあわざるをえなかつた事情が第1に考えられる。また、別の要因も指摘できる。戦争の進展に伴い、フランス軍の占領下にあるハノイ郊外や紅河デルタから、民主共和国政府の支配地域に向かう疎開者が増加し、その数は約300万人におよんだともいわれている(村野、1973: 78)。そして、疎開者が流入する地域、例えば第4連区における山沿いの地域や、越北連区の紅河中流域などでは、彼らを受け入れる体制、すなわち、協力して耕地を開拓し、農作業を進める体制の構築が、なおさらには要請されたという事情が生じたのだった(Dặng, 1949: 10-11; Ban Chấp hành Đảng bộ Tỉnh Phú Thọ, 2000: 168)。

このように、戦闘が繰り広げられる状況下での農業生産の困難という事情や、疎開者の流入といった事情が、食糧の「自給自足」を達成するための相互扶助的な社会的基盤の形成を促した。次節では、こうした食糧の「自給自足」の実態に即して実現された、地方ごとの財政運営の仕組みを検討したい。

1-2. 「拠出」による財政運営、各地方に「分散」する財源

地方政府は一方で、前節で論じた「自給自足」の農地経営により、必要となる食糧に加えて、財政運営の基盤となる財源(quỹ)を確保した。他方、戦局の流動的な変化や行政上の必要に応じて、様々な名目での食糧と資金の「拠出(dóng góp)」を住民に求

めた。「拠出」の名目としては、「抗戦の米壺(hu gạo kháng chiến)」、「軍を養う財源(quỹ nuôi quân)」、「民間軍訓練のための財源(quỹ huấn luyện dân quân)」、「疎開同胞を助ける財源(quỹ giúp đồng bào tản cư)」などがあった(Vu, 1966: 322)。「拠出」の制度は、いわば相互扶助的なカンパに支えられたものであるが、こうした財政運営の制度は、食糧の「自給自足」を達成するための社会的基盤が、ベトナム民主共和国の支持基盤として、農民、地方政府、地方部隊の相互扶助のもとで形成された状況に、適したものだったと考えられる。

しかし、こうした財政運営の仕組みにあっては、食糧と資金は地方において集められ、地方において使われ、いわば、財源が各地方に「分散(phân tán)」する状態となった(ibid.: 321-323; Trịnh, 1960: 140)。財務大臣のレー・ヴァン・ヒエン(Lê Văn Hiến)は1952年に、51年以前の財政運営の問題点として、地方の財政の「状況を中央が詳しく把握できず、地方は継続的な報告をおこなわず、それゆえ、財政規律がしっかりと保たれなかった」ことを指摘した(Lê, 1952b: 14)。財源が各地方に「分散」する問題、つまり国家が財政を中央集権的に管理する制度の未確立の問題は、50年2月の総動員令の発令を受け、軍隊の大規模化がはかられる際の妨げにもなった。党總書記を務めていたチュオン・チン(Trưởng Chính)は、50年8月に党中央機関誌『共産』第2号に寄稿した論説のなかで、複数の地方部隊を「集中(tập trung)」させたが、十分な食糧を供給できず「集中」を維持できない事例のあったことに触れている(Trưởng, 1950: 451-452)。

ただし、1951年の農業税導入以前に、地方レベルにおける「拠出」の制度が財政制度のすべてであり、国家レベルの収入を保証する制度がまったく存在しなかつた、というわけではない。国家レベルの収入源としては、46年に定められた「田土税(thuế diền thô)」があった。「田土税」の課税対象は田んぼや土地であり、5等級の累進税表が設定され、税の納付は金銭によるとされた(CB-1946a; CB-1946b)。その税収は国家財政の大半を占めたとされるが、戦争の影響もあり、実質的な収入は低かったと考えられる(cf. Đào và Nguyễn, 1960: 17-19)。

こうした実情を反映して、国家財政の状況は1946年から50年にかけて非常に厳しく、国家支出が収入の4.5倍に及ぶ状態がつづいた(Ibid.; Vu, 1966: 326)。また、国家レベルに次ぐ上位の行政区分である連区レベルにおいても、国家レベルほどではないにしても財政状況が厳しく、例えば第4連区においては、48年、49年の支出は収入の2倍強に及んだ(Đặng, 1949: 25)。国家レベル、連区レベルにおける財政バランスの悪さは貨幣の過剰発行を意味し、貨幣の過剰発行は極度の物価インフレを惹起しており、50年の物価は前年と比し4.4倍に及んだ(Nguyen, 1965: 214)。

貨幣の過剰発行、物価インフレという問題を解決するために、民主共和国政府は、財源が各地方に「分散」する状況を改善して、国家レベルの収入を確保する必要に迫られた。次節では、1950年前後に展開された、こうした試みの内容と結果を検討する。

1-3. 財政構造、食糧調達システムの中央集権化の試みとその失敗

財源が各地方に「分散」する問題を受け、民主共和国政府は1950年前後に、財政構造の中央集権化を目指した。第1に試みられたのは、これまで地方ごとに運営されてきた「拠出」制度を、中央政府の管轄のもとに設立することだった(Trịnh, 1960: 140)。新たに設立された「拠出」制度は各種あるが、それらはいずれも、稲穀の現物納の「拠出」を法的に義務化したものだった。一例をあげると、50年に実施された「国家食糧基金(quỹ công luong)」や「定額による稲穀の買付(mua thóc theo lối định giá)」などがあった(Hoàng, 1950: 15-17)。50年にはさらに、5年後の償還と3%の年利を定めた「国家公債(Công trái Quốc gia)」が、稲穀による買い取り形式で発行された(CB-1950b)。

財政構造の中央集権化の試みとして、第2に、機能不全の状態にあった「田土税」の大幅な改革が1949年から50年にかけて実施された。その改革において、従来の金納の規定が稲穀現物納に変更され、累進税表もより細かく、従来の5等級から、下表の12等級に変更された(Thù Tướng Phù, 1950: 55-58)。「田土税」は農地や土地を対象に課され、それら農地

や土地から得られる収穫や収入に応じて、下表に従い課税額が定められた。それゆえ、納税者となるのは、農地、土地の所有者だった⁴。

稲穀に換算した、土地ごとの毎年の予測収穫総量のうち				税率
1kg以上	500kg以下の	収穫分	5%	
501—	1,000—	—	6%	
1,001—	3,000—	—	7%	
3,001—	5,000—	—	8%	
5,001—	10,000—	—	9%	
10,001—	15,000—	—	10%	
15,001—	30,000—	—	12%	
30,001—	60,000—	—	14%	
60,001—	100,000—	—	16%	
100,001—	200,000—	—	18%	
200,001—	500,000—	—	20%	
500,000—	をこえる	—	22%	

1950年の「田土税」の累進税表

新たに導入された「拠出」制度にせよ、改変された「田土税」にせよ、財政構造の中央集権化という目標⁵に加えて、軍隊の大規模化に必要な食糧を国家が提供するための、食糧調達システムの中央集権化という目標をもった。それら「拠出」制度や「田土税」において稲穀の現物納が規定されたのは、こうした目標ゆえのことであった(Hoàng, 1950: 3, 5)。

また、改変された「田土税」において累進制が細分化されたのには、住民の負担の「不公平」を是正するという目的があった(Trịnh, 1960: 140)。「不公平」の是正が試みられた背景として、次のような社会状況を指摘できる。すなわち、戦争の進展に伴い飢餓が拡大し、困窮する貧しい農民が存在する一方で、稲穀を備蓄し投機的に販売するなどの手段により、豊かさを維持する農民が存在したという状況である。1950年3月に開催された党の全越北連区幹部会議を受けて作成された提案のなかでは、50年前後に戦火の拡大した紅河中流域などでこうした状況が広がっており、いかに豊かな農民からの食糧調達を

⁴ なお「田土税」の累進制は、超過累進課税制度を意味した。例えば、1200kgの稲穀収穫のある農地に対しては、1kgから500kgまでの収穫に対しては5%、501kgから1000kgに対しては6%、1001kgから1200kgまでに対しては7%、という仕組みで課税される(Thù Tướng Phù, ibid.; Hoàng, 1950: 14)。

⁵ 財政構造の中央集権化は、もちろん、貨幣の過剰発行に起因する物価インフレを抑止すると想定された。とくに、稲穀の徵收を介して、稲穀の市場価格の管理と安定化が可能になると想定された。

強化し、飢餓に苦しむ農民に分配して救済するかという問題の生じていたことが、報告されている (VKDBLKVB-1950b: 83-86)。こうした文脈において、累進制に基づく「田土税」は、財政構造と食糧調達システムの中央集権化という、新たな「拠出」制度と共に通する目標に加えて、豊かな農民への締めつけの強化、貧しい農民の救済という別の目標をもった。

しかし、「拠出」制度の運営も「田土税」の運営も、実際には困難に直面した。例えば、後の 1952 年に、「定額による稻穀の買付」により徵収された稻穀が、未だ各地方に保管され、滞留する状態がつづき、その分量を中央政府が把握しきれていない状況が、財務省次官のチン・ヴァン・ビン (Trịnh Văn Bính) により報告されている (Trịnh, 1952: 21)。問題は、地方ごとの徵収ではなく、地方と中央をつなぐ管理制度にあったのである。

また、負担の「不公平」の是正を目指す「田土税」に関しては、累進制適用の前提となる土地情報、すなわち、作物の種類や収穫量、その他収入をもたらす土地利用実態などの情報と、土地の所有者という住民情報の調査が不十分という問題がそもそも存在した (Hoàng, 1950: 14)。それゆえ、豊かな農民に対して締めつけを強化し、貧しい農民を救済する方針は、貧富の格差に応じた累進制の実現に帰結しなかった。むしろその方針は、1950 年 11 月 5 日に党中央常務委員会により出された、党の農村政策に関する第 37 号指示⁶に示されるように、豊かな農民に対して土地獻上を強制する動きや、合作社形成という名目で貧しい農民を強引に組織化する動きを、結果として導いたようである (VKD-1950a: 518-520)⁷。

⁶ 1950 年 11 月 5 日のこの「指示」は党文献全集の第 11 卷に収録されているが、そこでは「第 37 号」という号数は示されていない。ただし、同全集第 12 卷に収録された別の史料の記述から、上述の第 11 卷の「指示」が「第 37 号指示」であると判断される (VKD-1951a: 719)。この「第 37 号指示」は、52 年 8 月に「第 37 号指示を補う指示」が出されるまで、党の農村政策の基本方針を定めるものだった。「第 37 号指示を補う指示」に関しては後述する。

⁷ 民主共和国政府は 1949 年から 50 年にかけて、フランス人所有地や、反逆者を意味する「越奸」の土地、「公田公土」の農民への分配を定める法律を整備した。あわせて、「小作料の引下げ」を意味する「減租」や、「利息引下げ」を意味する「減息」に関する法律も定めた (村野, 1973: 79-82)。こうした一連の土地政策もまた、累進税制の実施と同様に、豊かな農民への締めつけの強化と、飢餓で苦しむ者の救済という目的をもったと考えられる。土地政策の実施と累進税制実施の政策的関連性の検討は、今後の課題としたい。

そうした動きは、地方政府、地方軍隊、住民による農作業組織を拡充させ、地方政府に財源が集まる仕組みを強化しはしても、財政構造、食糧調達システムの中央集権化という 50 年の試みを、結局のところ頓挫させたと考えられる。

従って、財政構造、食糧調達システムの中央集権化という課題も、貧富の格差に応じた累進税制の実施という課題も、翌年にもちこされた。これら課題の解決のために民主共和国政府が 1951 年に導入したのが農業税であるのだが、農業税導入にあたり中華人民共和国の政治指導の影響が大きかった。次章の第 1 節では、この中華人民共和国の政治指導を確認したい。その上で、第 2 節で、農業税における、財政構造、食糧調達システムの中央集権化に関する規定、および、農民の貧富の格差に応じた累進制に関する規定を検討したい。

2. 1951 年の農業税導入

2-1. 財政運営に関する中華人民共和国の政治指導

財政構造、食糧調達システムを中央集権化できないという問題を抱えながらも、ベトナム民主共和国政府は、1950 年秋冬の中越国境戦役に勝利した。この勝利に、中華人民共和国からの支援物資と中国共産党軍事顧問団の果たした役割は大きかった。ホー・チ・ミンが 50 年初頭に中華人民共和国とソ連を訪れて以降、ベトナム民主共和国と中国、ソ連との関係が強化された。軍事顧問団は、ホー・チ・ミンの要請により同年の夏ごろに結成されたという。中華人民共和国側でインドシナ問題の担当となつたのは、中国共産党中央委員会委員の劉少奇だった。51 年の初頭には羅貴波を団長に政治顧問団が結成され、この政治顧問団は、軍務、経済・財政、公安、文化・教育、統一戦線、党の整理統合、土地改革の各部門にわかれた (Zhai, 2000: 13-35)。

劉少奇と羅貴波が、ベトナム民主共和国の内政に関して特に問題視したのは、中央政府の収入が少ない状態での貨幣濫造だった。また、1951 年の 4 月 20 日と 5 月 2 日の 2 度にわたり、劉少奇はホー・チ・ミンに対して、中国の援助した武器や軍需品が、下位の地方政府幹部により無駄使いされる状況を非難し、財政規律化を要請したといわれている (Ibid.:

35-36)。

こうした警告と要請に応答するかのように、ベトナムで5月7日に刊行された、週刊の党中央機関紙『人民(Nhân dân)』に、ベトナム民主共和国副首相ファム・ヴァン・ドン(Phạm Văn Đồng)の論説が掲載された⁸。その論説でファムは、「緊急に必要な財政政策」として「収入増加と支出削減、および、財政制度の統一」を挙げ、加えて、そうした政策の実現に際して「中国の原則、方針、経験」をベトナムに「応用」する必要性を指摘した(Phạm, 1951)。

そのように、劉少奇と羅貴波による警告と要請は、ベトナム民主共和国がすでに抱えていた、財政構造と食糧調達システムの中央集権化という課題を、より緊急のものとして政府首脳に認識させた。さらに、前節で確認した通り、その課題の解決は民主共和国にとって、農民の貧富の格差に応じた累進税制の実施という課題の解決を伴わなければならなかつた。

そして、1951年5月1日に発令された国家主席令第13-SL号により制定が宣告され、同年7月15日の国家主席令第40-SL号により公布された「農業税臨時条例」は、それらの課題の一体的な解決を再度試みる内容となっていた。

次節では、それら一連の課題を解決する手段という側面に注目しつつ、「農業税臨時条例」の諸特徴を説明したい。この説明に際し、農業税局が1951年に発行した小冊子『農業税臨時条例』を参照している(Vụ Thuế Nông nghiệp, 1951)。この小冊子には、国家主席令第13-SL号、第40-SL号のほか、財務省が発令した「農業税条例を説明する通達」第35-TC-NN号の全文が収録されている⁹。

⁸ 週刊の党中央機関紙『人民』は、1951年3月11日に第1号が刊行された。なお、前身となる党中央機関紙は、45年の独立以降刊行が続いた『事実(Sự thật)』である。

⁹ なお、ベトナムにおける1951年の「農業税臨時条例」は、本稿次節で説明する諸特徴を含めて総体的に、中華人民共和国で50年9月に施行された「新解放区農業税暫行条例」に酷似している。「新解放区農業税暫行条例」に関しては、李の著作を参照(李, 1968: 371-377)。この酷似は興味深い。というのも、中華人民共和国において、共産党支配に入ったばかりで共産党の支配が浸透しておらず、土地改革が未実施で農民間の貧富の格差が想定された場所の「新解放区」に限定して、いわば平定政策の一環として適用された税制と同様の税制が、ベトナムにおいては対象地域を限定することなく適用された、と想定されるのである。ベトナム民主共和国における全域的な農業税適用の理由を想像するに、第1に、民主共和国の支配地域が51年ごろまで実質的に狭かつたため、そして第2に、支配下の地域であっても、度重なる戦闘がもたらす混乱等により必ずしも支配が安定

2-2. 「農業税臨時条例」の諸特徴

2-2-1. 再度試みられる財政構造、食糧調達システムの中央集権化

まず本項において、「農業税臨時条例」のなかで、財政構造と食糧調達システムの中央集権化がいかにはかられ、中央政府と地方政府の関係がどのように規定されたかを確認しよう。

農業税の導入にあたり、1951年以前に存在したすべての「拠出」制度や「田土税」が廃止された。そして、税は稲穀の現物納とされ、得られた稲穀は村の政府が徵収の責任を負い、「稻穀倉庫事務所(Sở Kho thóc)」に納められ、国家の収入として扱われるとされた¹⁰。これにより、地方政府は「拠出」制度により収入を得ることができなくなつた。

地方政府は、代わりに、国家に納める税額の15%から20%にあたる稲穀を、地方政府の財源として、付加的に徵収することが定められた。あわせて、村の共有地である「公田公土」の經營による収入が、村の政府に認められた。ただし、この共有地にも農業税が課されるとされ、政府人員が耕作する場合の税率は10%、小作にだす場合の税率は20%とされた。これらの税率は、後述する40等級に分かれる累進税表のなかで、それぞれ低い方から10番目、15番目に位置し、決して高い税率ではない。この税率設定からは、地方政府が必要とする食糧と資金を保証する一定の配慮を読みとることができる。

こうした一連の法的規定は、一方で、地方政府の財政運営、食糧調達上の権限を制限することで、中央政府が食糧と資金を得る仕組みを制度化しつつ、他方で、地方政府に一定の自主財源を認める意味をもつたと指摘できる。しかし、第3章第1節で明らかにするように、1950年と同様の問題、すなわち、「定額による稲穀の買付」により徵収された稲穀が、地方政府と中央政府をつなぐ管理制度の不備により地方に滞留したのと同様の問題が、農業税の実施過

しておらず、土地改革も未実施で農民間の格差も見られたため、と考えられる。戦時下における支配の拡大と浸透を目指した、平定政策の一環としての農業税の役割の検証は、今後の課題としたい。

¹⁰ 「稻穀倉庫事務所」が行政のどのレベルに設置されるかは、法令のなかで規定されていないが、第3連区における行政組織に関する別の資料を参照すると、「稻穀倉庫事務所」は連区と省のレベルに設置されると示されている(Uỷ ban Kháng chiến Hành chính L.K. III, 1952: 29)。

程においても発生するのである。その問題の検証に移る前に、次項では、農民の貧富の格差に応じた累進制が、農業税のなかでいかに規定されたかを確認したい。

2-2-2. 累進制適用のための土地と住民の把握

本項では、農業税における累進制の内実と、累進制を適用するための土地と住民の把握に関する規定を解説する。

まず、納税者は農業に従事する者であり、税対象はそれら個人の収穫とされた。この点は、土地所有者のみが納税者であり、土地と農地が税対象と規定された「田土税」と根本的に異なる。なお、税の支払いは「農戸 (nông hộ)」すなわち農家世帯単位であり、各世帯が世帯内の諸個人の税額を合算して納

税することとされた。税額は累進制により定められるが、その算出方法は次の通りである。

まず田んぼや畑ごとに「平年生産量 (số sản xuất thường nam)」を推定する。その推定に基づき、ある「農戸」すなわち農家世帯が得ると予測される収穫量を計算する。その予測収穫量を、世帯内の農業に従事する者の数で除算する。すると、世帯ごとに、農業に従事する者 1 人あたりの収穫量が計算される。その収穫量に対して累進制で税額が定められる。地主世帯の場合は、税額の策定にあたり、その世帯の農業に従事する者 1 人あたりの収穫量に 1.25 を乗じた数値が適用され、小作人の場合は、0.75 を乗じた数値が用いられた。税率は下表のように 40 等級に分けられた。

A	B	A	B	A	B
61~75	6%	366~395	20%	946~995	34%
76~95	7%	396~425	21%	996~1055	35%
96~115	8%	426~455	22%	1056~1115	36%
116~135	9%	456~495	23%	1116~1175	37%
136~155	10%	496~535	24%	1176~1235	38%
156~175	11%	536~575	25%	1236~1295	39%
176~195	12%	576~615	26%	1296~1395	40%
196~215	13%	616~655	27%	1396~1495	41%
216~235	14%	656~695	28%	1496~1595	42%
236~255	15%	696~745	29%	1596~1695	43%
256~275	16%	746~795	30%	1696~1795	44%
276~305	17%	796~845	31%	1796 以上	45%
306~335	18%	846~895	32%		
336~365	19%	896~945	33%		

凡例 A : 各農家世帯における農業に従事する者 1 人あたりの、
稲穀に換算した収穫量 (単位 : kg)
B : 税率

1951 年の農業税の累進税表

税額の算出に必要となるデータは、「農戸」すなわち農家世帯ごとの農業に従事する者の数と、田んぼや畠の「平年生産量」である。これらのデータは、村の政府が調査の責任を負い、住民ごとの「申告 (kē

khai)」に基づくとされた。

内容的に 1950 年の「田土税」より精緻化され、農民間の細かな階層差に対応しようとした農業税の累進制は、しかし、その精緻化に伴って、税額算出の

前提となるデータの調査を「田土税」以上に必要とするものであった。「田土税」の場合、ある土地においてどれだけの収入、収穫が得られるかという情報と、その土地を所有するのはだれかという情報が判明すれば税額が算出されたが、農業税の場合、それら土地収益と土地所有者の情報に加え、住民の世帯構成の把握が必要となった。そして、住民の世帯構成の把握は、土地を所有するか否かにかかわらず、農業に従事するすべての世帯に関して要求された¹¹。

農業税を徴収する場合、「田土税」と比し、住民情報の把握が煩雑化するわけであるが、それに伴い、個々の住民と土地の関係を整理して把握し直す必要も生じる。従って、農業税の徴収にあっては結果的に、住民情報に関しても土地情報に関しても把握の精度がより大きな課題となるわけだが、農業税が実際に徴収されるなかで、1950年のときと同様に、土地と住民の調査の不足という問題が露呈することになる。その問題の発生は、地方政府と中央政府をつなぐ管理制度の不備により地方に稲穀が滞留した問題の発生と同様に、次章で検証したい。

3. 農業税徴収のポリティクス

3-1. 再発する諸問題

3-1-1. 地方政府における稲穀の滞留

1951年の農業税徴収を終え、得た稲穀のおおよその総量が判明した52年の春に、財務省大臣のレー・ヴァン・ヒエンは、その結果を肯定的に受けとめる報告をおこなった。このレーの報告は、52年5月に創刊された経済専門誌『経済(Kinh tế)』第1号に掲載されたが、そこでレーは、越北連区で予定の72.8%、第3連区で予定の70%強、第4連区で予定の60%の稲穀を徴収できたと述べた。加えて、越北連区に属するタイグエン、トゥエンクアン、クアンイエンの各省で、「申告」と「評議(binh nghị)」の監督が行

き届いていたことを、今後に生かすべき経験として指摘した(Lê, 1952a: 47-50)¹²。

ここで「申告」とは、前節で説明した通り、税額算定に必要となる、農家世帯ごとの農業に従事する者の数と、田んぼや畑の「平年生産量」というデータの、農民による申告を指す。また「評議」とは、「申告」されたデータを、農民と行政官が集まり点検し、修正する合議の場を意味する¹³。

従って、先のレーの報告から理解されるのは、1952年春の時点で財務省が、稲穀徴収総量と同様に、税額算定の前提となるデータ収集の質に関しても、一定の評価を与えたことである。

税徴収の結果に関する一定の評価は、しかし、時間をおかげず否定的なものに変わった。その変化を、1952年7月の『経済』第2号に収録された、財務省次官チン・ヴァン・ビンの報告を見てとれる。チンの報告によると、徴収した稲穀が「村の倉庫(kho xã)」に収納されたままであり、「稲穀倉庫事務所」の管理下に入らない問題が発生していた(Trịnh, 1952: 21)。つまり、51年の農業税の徴収にあたっても、50年に「拠出」制度の中央集権化をはかったときと同様に、徴収後に地方から中央へと稲穀を渡す管理制度の問題が露呈したのだった。

さらに、稲穀の受け渡し制度の不備に加えて、稲穀を保管する体制の不備の問題も浮き彫りになっていく。『経済』第1号に掲載された、中央政府経済委員会常任委員を務めるブイ・コン・チュン(Bùi Công Trừng)の報告によると、保管した稲穀が発芽てしまい、そして、発芽した稲穀は鳥を倉庫から追い払うための撒き餌として使用する程度の価値しかなくなったという事例が発生していた(Bùi, 1952: 83)。

こうした問題の拡大を考える上で興味深いのは、続く『経済』第2号に掲載された「読者への返答」という記事である。「経済財政の諸問題に関する読者諸氏の疑問に答える」と付記されたこの記事におい

¹¹ なお、農業税における累進制は単純累進課税制度であり、超過累進課税制度を適用した「田土税」と大きく異なる。単純累進課税制度が適用される農業税にあっては、例えば、ある世帯の農業に従事する者1人あたりの収穫量が稲穀換算で200kgに相当する場合に、その200kgの収穫のすべてに対して13%の課税となつた。超過累進課税制度を適用する場合の課税方法については、註3を参照。超過累進課税制度から単純累進課税制度への転換は、税額算出の簡便化をもたらすが、しかし、農業税は上述の理由から、データ調査の煩雑化をもたらしたと考えられる。

¹² この専門誌『経済』は、1952年5月に第1号が発行され、54年2、3、4月号の第13号まで、およそ1、2カ月に1度のペースで刊行された。刊行元は「中央政府経済委員会(Ban Kinh tế Chính phủ Trung ương)」である。同委員会が組織されたのは、50年5月14日に発令された国家主席令第68-SL号による(CB-1950a)。

¹³ 「評議」に関するこうした説明は、週刊の党機関紙『人民』の記事に度々登場する(ex. Bùi, 1951)。

て、「稻穀の保管をいかにして強化するか」という質問が提示された。その質問への答えのなかで、稻穀の保管のために実施すべきことが列挙されており、例えば、「雨季の前に倉庫を点検し、雨漏りのないよう修理すること」、「稻穀を守るため、火事を防ぎ、水を防ぎ、鼠と虫、盜難などを防ぐ意識と方法に関して、幹部と人民を常に教育すること」、といった指示がある。これらの指示において示唆されているのは、農業税の徴収後に、雨や火事による稻穀の損耗、鼠や虫の害、盜難の問題が各地方に広がったことである（“Trả lời dôc giáp,” 1952: 37）。そして、このような、各地方における稻穀を保管する体制の不備の問題は、各地方から中央への稻穀の移動を、一層に困難にしたと考えられる。

3-1-2. 発生する税逃れ、土地と住民の把握不足

税徴収に対するベトナム民主共和国政府の評価が否定的なものに変わった別の理由として、「申告」、「評議」という一連の手続きを経て得られたデータの質が、当初に想定された以上に低かったことを指摘できる。財務省大臣のレー・ヴァン・ヒエンは、1952年7月の『経済』第2号に掲載された文章のなかで、「偽りの申告 (khai man)」により税逃れが生じる現実を批判した (Lê, 1952b: 16-17)。また、同じ『経済』第2号のなかで、副首相と中央政府経済委員会委員長を兼任するファム・ヴァン・ドンは、「平年生産量」の推計を意味する「定産 (dịnh sản)」において、「評議」の不十分さゆえに、見積もりが低く設定されすぎる実態を問題視した (Phạm, 1952: 10-11)。

こうした税逃れの現実は、税徴収を実施するための参考資料として、各地方で発行された小冊子のなかでも示唆されている。例えば、越北連区の紅河中流域に位置するイエンバイ省で1952年に発刊された小冊子『農業税の正しい実施に関する問答』において、次のような記述が見られる。「申告にあたって、同胞は自分の家の人口と面積、生産量を正直に申告せねばならず、隠し事をしてはならない。頑迷に隠し事をする者に気付いた場合には、同胞はそれを正直に指摘せねばならず、遠慮して黙り込んでいてはならない。というのも、自身の利益を得るために虚偽申告し、負担する税額を減らす者が1人でもいる場

合には、公共の権利 (quyền lợi chung) が侵害されるためである」(Ty Tuyênn truyền và Văn nghệ Yên báí, 1952: 7)。「公共の権利」という言葉は、いわゆる個々人の権利を意味するのではなく、抗戦や建国の大義のことを漠然と指していると思われるが、いずれにせよ、引用した上の記述からは、世帯内の農業に従事する者の数の水増し申告や、土地面積と「平年生産量」の過少申告が発生した現実を垣間見ることができる。

このような税逃れという文脈で、「地主」や「富農」に対する政府や党の不信が高まった。1952年8月に党の中央執行委員会により出された、党の農村政策に関する第37号指示を補う指示¹⁴のなかでは、「地主」や「富農」が小作料収入を低く設定して収穫量を低くみせる代わりに、小作人に對し借金を強制する事例や、水牛を強制的に貸し付けその利用料を高く設定する事例が発生したと報告されている。そうした方法で得られた収入は、小作料収入と異なり、農業税の対象とならないのである (Ban Chấp hành Trung ương Đảng, 1952: 5)。

これら諸々の税逃れの根本的な原因是、税額の算定に必要な、土地情報と住民情報の調査の不足にあったと考えられる。そのように、土地と住民の調査の不足という問題が露呈したのも、地方政府において稻穀が滞留する問題の発生と同様に、1950年に起こったことの反復だった。これら2つの問題の再発を受け、ベトナム民主共和国政府は、52年から53年にかけて厳しい姿勢で農業税徴収に臨むようになった。そして、その過程で打ち出された諸統制政策が、農村統治方針の転換を印つけた。次節では、農業税徴収のために導入された諸政策を確認し、それらの導入による農村統治方針の転換の意味を検討したい。

3-2. 「村の財源」の規制と「大衆發動」の開始

再発した2つの問題に対してベトナム民主共和国政府は、1952年から53年にかけ厳しい姿勢を示した。まず、徴収した稻穀が村のレベルに滞留する問題の再発により、村の財政管理能力への不信を高め

¹⁴ なお、この指示自体の号数は、第14CT-TW号である。

た政府は、「村の財源」をそぎ落とす法令を施行する。

1952年4月には「村の財政管理を定める臨時条例」が施行され、同条例や、同条例の施行細則を定める通達により、農業税で得られる地方分の税を省政府の管理下におくことが規定され、各村政府の配分も省政府が決定すると定められた。あわせて、従来は村の政府の収入源であった共有地の経営を禁止することが決められた。また、村の政府の支出が許可される事業が、道路や水利施設の建設と維持、平民学級を意味する「平民学務 (bình dân học vụ)」の開設、小学校の維持などに限定され、加えて、行政官の人数が村の人口規模に応じ制限された (CB-1952a; CB-1952b)。こうした諸規定により、村の政府の収入管理の上での権限を縮減し、支出を規制し、稲穀を村にとどめることなく、省以上に設置される「稲穀倉庫事務所」に吸い上げる制度が整ったのである。

村の政府による農地経営を制限する方針は、先に触れた、1952年8月の、党の農村政策に関する第37号指示を補う指示のなかでも確認できる。そこでは、共有地の経営に加え、接収したフランス人のプランテーション、反逆者を意味する「越奸 (Việt gian)」の土地、農民から献上を受けた土地の経営を禁じる旨が示されており、それらの土地を貧しい農民に分配すべきと主張された (Ban Chấp hành Trung ương Đảng, 1952: 14-21)。

次に、累進税制の適用のための土地情報と住民情報の把握不足の問題に関しては、その解決にあたり、1952年の年末ごろから、党の政府に対するイニシアチブが前面化した。53年4、5月号として刊行された『経済』第7号に掲載の記事「1952年の農業税工作に関する報告」によると、52年10月に出された党指示によって、各地方の「農業税工作の点検 (kiểm thảo công tác thuế nông nghiệp)」が指令され、その点検の過程において、税台帳の作成にあたり「偽りの申告に抗する大衆発動 (phát động quần chúng chống man khai)」という政治動員の手法が採用され、さらにこの「大衆発動」の方法のなかで「貧雇農 (bần cố nông)」の組織化が重視された (“Báo cáo về công tác thuế nông nghiệp năm 1952,” 1953: 12-15)。¹⁵ 「貧雇農」

とは、農地を所有しているが小規模で貧しい「貧農」と、小作人を意味する「雇農」との総称であるが、そうした貧しい農民たちが、「大衆発動」という手法のもと、土地と住民の情報を調査するエージェントとして新たに動員されたのである。

貧しい農民たちを政治動員する手法が採用されたことの意味を考えるにあたり、副首相と中央政府経済委員会委員長を兼任するファム・ヴァン・ドンが、52年末に開催された、中央政府経済委員会の会議でおこなった報告が興味深い。この報告は、53年2月に刊行された『経済』第5号に部分掲載されているのだが、そこでファムは次のように述べた。「大衆発動の実施される場所とは、眞の意味でそれが実施される場所でなければならない。……（中略）農業税の評議というやり方でもって、大衆発動をでっち上げてはならない」 (Phạm, 1953: 8)。このファムの発言から理解されるのは、「大衆発動」という方法によって土地と農民を把握するにあたり、エージェントとして貧しい農民を組織化する一方で、農民の「申告」を行政官と農民が合同で審議する「評議」という当初の方法が全面的に否定されたことである。

こうした「大衆発動」の方法に関し、中央政府は3つの利点を想定したと考えられる。第1に、「農戸」ごとの農業に従事する者の数と、田畠の「平年生産量」を調査するエージェントとして、貧しい農民たちを新たに起用することで、財政の縮小、行政官の数の制限に伴う村の政府の弱体化を補いえるという利点である。第2の利点は、調査にかかるコストと時間を縮減しえることである。財政難の状況下で求められたのは、正確な土地と住民の把握に基づく税徵収なのではなかった。そうではなく、中央政府から下位の政府に順繕りに割り当てられる税徵収目標に適うようにデータを設定し、課税することだったのである (cf. “Những nguyên nhân chính làm cho công tác thuế chua hoàn thành,” 1953: 57)。第3の利点は、貧しい農民たちの政治動員を介し、税逃れする「地主」や「富農」への厳しい対処が可能したことである (cf. “Báo cáo kiểm thảo tại sao Liên khu Việt bắc không hoàn thành được nhiệm vụ thuế nông nghiệp năm 1952,” 1953: 37)。

こうして、「偽りの申告に抗する大衆発動」の手法

¹⁵ この1952年10月に出されたという党指示は、残念ながら党文献全集に収録されていない。

の導入により、土地と住民の正確な把握を伴わないまま、中央政府の恣意的な徴収目標設定という条件下で農業税の徴収が強行された。それに加え、「地主」や「富農」の税逃れが取り締まられることで、財政運営と食糧調達の状況は大幅に安定化していく¹⁶。しかしその安定化は、地方における農民たちの利害の対立や農村社会の不安定化を伴ったと考えられる¹⁷。

4. 考察

本章では、結論に移る前に、これまでの議論をもう一度整理して確認し、その上で、いくつかの註で言及するに留めてきた残された諸課題について立ち入って考察したい。

本稿で明らかにしたように、農業税の導入は、ベトナム民主共和国が第1次インドシナ戦争を戦うなかで直面した、2つの課題への取り組みの一環としてあった。2つの課題とは、各地方に資金と食糧が滞留する問題を解決するために、財政構造と食糧調達システムを中央集権化するという課題と、戦時下の混乱のなか拡大する農民間の貧富の格差を是正するために、累進制による課税を強化するという課題であった。それら課題の解決は、1950年前後から、中央集権的な「拠出」制度創出や「田土税」の改変による累進制強化等の諸策を介して試みられたが失敗に終わった。その解決が本格的に目指されたのは、中華人民共和国による内政指導の影響を受けつつ51年に農業税が導入されて以降だった。

しかし、成果を期待された農業税の徴収過程において発生したのは、1950年前後の試みの際に露呈し

¹⁶ 財政運営に関しては、1951年に国家銀行が設立され、新貨幣が発行される。51年以降もそれ以前と同様に貨幣発行の増加傾向は続くが、物価インフレは抑止され、51年から54年にかけて物価は4分の1に落ちingいく（Nguyen, 1965; Nguyen, 2000）。食糧調達に関しては、51年前後から軍隊の大規模化が続々と達成されていく（Ban Chi dao Tông kêt Chiến tranh, 1996）。

¹⁷ 農業税徴収にあたり「偽りの申告に対する大衆発動」を開始する方針転換のあった1952年の秋に、訪ソしたホー・チ・ Minh が興味深いメモをスターリンに残している。栗原浩英によると、同年10月から11月にかけて訪ソしたホーはスターリンに対し、「土地改革」の実現をはかる決意をメモで表明した（栗原, 2003: 32-35）。このホーの言葉を裏付けるかのように、「偽りの申告に対する大衆発動」に続くかたちで、53年の冬から、小作料と利息の引下げを意味する「減租減息」や「土地改革」の「大衆発動」が開始された。「偽りの申告に対する大衆発動」から「減租減息」や「土地改革」の「大衆発動」へという、農村統治方針のさらなる転換に関しては、今後の検討の課題としたい。

たのと同様の2つの問題、すなわち、徴収した稲穀を地方から中央へ受け渡す制度の不備の問題と、課税に必要な土地情報と住民情報の把握不足の問題だった。

再発した2つの問題に対してベトナム民主共和国政府は、1952年から53年にかけ厳しい姿勢を示すようになり、新たに導入された諸統制政策を介して、農村統治の方針が転換されるにいたった。つまり一方で、地方政府の財源をそぎ落とし、稲穀を地方から中央へ吸い上げる政策が打ち出された。そして他方で、土地情報と農民情報を把握するにあたり、農民の「申告」した数値を行政官と農民が合同で審議する「評議」という当初の方法が否定され、貧しい農民たちを政治動員する「大衆発動」のなかで、中央政府の恣意的な徴収目標設定を達成するよう数値操作した上で農業税を徴収し、かつ、富める農民たちによる税逃れを厳しく罰する政策が示された。

本稿の議論は以上のように整理されるわけだが、この整理をふまえて、これまで註のなかで触れるに留めてきた、取り残された課題について以下で論じたい。

まず、支配の浸透と拡大をはかる平定政策の一環として農業税の役割を評価するという、註9で言及した作業が課題として残る。1950年に改変された「田土税」の累進制と同様に、農業税の累進制は、戦時下の混乱のなか拡大する農民間の貧富の格差を是正する目的をもったが、格差の是正により達成されると想定されたのは、第1に支配下の地域におけるさらなる支配の浸透と安定化であり、第2に未支配の地域への支配の拡大だったと考えられる。従って、農業税には平定作戦としての側面があったという理解が必要である。その理解のためには、もちろん、第1次インドシナ戦争において軍事作戦が時間的にどのように展開されたか、そして、その進展がベトナム民主共和国の支配の浸透度合いの地域差をいかに生み出したか、といった問題の検討が不可欠である。

第2の課題としては、農業税導入に帰結する税政策を、1950年前後から着手された、土地の接收と分配、小作料や利息の引下げ等の土地政策との関連から検討するという、註7で言及した作業がある。累

進税制は、貧富の格差を是正する目的をもったが、一連の土地政策も同様の目的をもった。従って、税政策と土地政策との連動を検討することが、52年から53年にかけての農村統治方針の転換に関する、より複合的な理解のために重要なとなる。さらに、その複合的な理解は、「偽りの申告に対する大衆発動」に続く、農村統治方針のさらなる転換の検討を可能にもする。註17で示したように、53年の冬から、小作料と利息の引下げを意味する「減租減息」の「大衆発動」、および「土地改革」の「大衆発動」が開始されたのだが、その開始の意味を検証する前提として、税政策と土地政策の連動の理解が重要である。

これら2つの課題に取り組み、平定政策の一環としての農業税の役割と、税政策と土地政策の連動が明らかになるとき、農業税導入の前後史はより複合的に理解されることになるだろう。

結論

本稿では、ベトナム民主共和国において農業税が

導入された背景事情、税の内容、税実施の結果を、国家財政保証、戦時食糧調達、農村統治の文脈で税が果たした役割に着目しつつ、時系列に沿って一連の歴史として再構成してきた。

第1次インドシナ戦争期にベトナム民主共和国は、支配体制の未確立、支配地域の流動的変化ゆえに、多くの政治的困難に直面したが、そうしたベトナム民主共和国のたどった糾余曲折の歴史の一端として、再構成された農業税導入の前後史を捉えることができる。

農業税導入の前後史は、多面的な検証が可能である。本稿では、国家財政保証、戦時食糧調達、農村統治の文脈でそれを再構成したが、平定政策の一環としての農業税の役割の評価や、税政策と土地政策の連動の検討など、残された課題は大きい。それらの課題への取り組みは、農業税の前後史のより複合的な理解をもたらし、さらに、第1次インドシナ戦争期にベトナム民主共和国のたどった歴史の立体的な把握に資するものと考えられる。

文献目録

日本語

- 栗原浩英（2003）「ホー・チ・ミンとスターリン：ホー・チ・ミン訪ソ（1950年2月）の歴史的意義」『アジア・アフリカ言語文化研究』第65号、19-44ページ。
- 村野勉（1973）「ベトナム民主共和国独立初期の土地政策：1945年9月～1953年3月」『アジア経済』第14巻第8号、76-101ページ。
- 李成瑞（1968）『現代中国の農業税制度』（川村嘉夫訳、原著は1962年）、アジア経済研究所。

ベトナム語（冒頭に略称を付した文献は、引用注でその略称を用いる）

- Ban Chấp hành Đảng bộ Tỉnh Phú thọ. (2000), *Lịch sử Đảng bộ Tỉnh Phú thọ, tập I: 1939-1968*, Hà nội: NXB Chính trị Quốc gia.
- Ban Chấp hành Trung ương Đảng. (1949), *Chính sách và Nhiệm vụ Kinh tế - Tài chính của Đảng Cộng sản Đông duong*, Kd: Khu Đảng bộ Liên khu X.
- (1952), *Chi thi Bổ sung Chi thi 37 về Chính sách Ruộng đất của Đảng*, Kd: Ban Chấp hành Trung ương Đảng.
- Ban Chỉ đạo Tòng kết Chiến tranh. (1996), *Tổng kết cuộc Kháng chiến chống Thực dân Pháp: Thắng lợi và Bài học*, Hà nội: NXB Chính trị Quốc gia.
- “Báo cáo về công tác thuế nông nghiệp năm 1952.” (1953), *Tập san Kinh tế*, 7, tr. 12-22.
- “Báo cáo kiểm thảo tại sao Liên khu Việt bắc không hoàn thành được nhiệm vụ thuế nông nghiệp năm 1952.” (1953), *Tập san Kinh tế*, 8, tr.35-38.

- Bùi, Công Trừng. (1951) "Máy diêm cần chú ý trong việc tính thuế nông nghiệp," *Nhân dân*, 27, ngày 1 tháng 10, tr. 2.
- (1952), "Máy vấn đề cần đặc biệt chú ý," *Tập san Kinh tế*, 1, tr. 83-86.
- CB-1946a: "Sắc lệnh số 69 ngày 16 tháng 5 năm 1946 án định thuế biếu về thuế diền thô trong toàn hạt Bắc bộ," *Công báo*, 21, ngày 5 tháng 25, tr. 280.
- CB-1946b: "Sắc lệnh số 78 ngày 29 tháng 5 năm 1946 án định thuế biếu thuế diền thô ở Trung bộ," *Công báo*, 23, ngày 8 tháng 6, tr. 304-305.
- CB-1950a: "Sắc lệnh số 68-SL ngày 14 tháng 5 năm 1950 thành lập Ban Kinh tế Chính phủ," *Công báo*, 6, ngày 31 tháng 5, tr. 112-113.
- CB-1950b: "Sắc lệnh số 139-SL ngày 19 tháng 9 năm 1950 cho phép phát hành trong toàn quốc một công trái gọi là «Công trái Quốc gia»," *Công báo*, 12, ngày 15 tháng 11, tr. 254.
- CB-1952a: "Nghị định số 315-TT-LB, NV-TC ngày 17 tháng 4 năm 1952 ban hành bản Điều lệ tạm thời quy định việc quản lý tài chính xã," *Công báo*, 5, ngày 1 tháng 8, tr. 78-80.
- CB-1952b: "Thông tu số 25-TT-LB, NV-TC ngày 17 tháng 4 năm 1952 quy định chi tiết thi hành bản Điều lệ tạm thời về quản lý tài chính xã," *Công báo*, 5, ngày 1 tháng 8, tr. 80-84.
- Đào, Hồng Nam và Nguyễn Ngọc Tuyên. (1960), "Từ Cách mạng Tháng Tám đến Kháng chiến thắng lợi," trên *Việt Kinh tế, Kinh tế Việt-nam, 1945-1960*, Hà nội: NXB Sự thật, tr. 5-44.
- Đặng, Viết Châu. (1949), *Phát triển Kinh tế để Chiến thắng*, Kd: Hội nghị Kinh tế Liên khu IV XB.
- Hoàng, Nhân Hoa. (1950), *Tổng động viên Nhân lực - Vật lực - Tài lực*, Kd: Việt nam Thong tần xã.
- Lê, Van Hiển. (1952a), "Kết quả của thuế nông nghiệp và ảnh hưởng của chính sách tài chính mới đối với kế hoạch sản xuất và tiết kiệm," *Tập san Kinh tế*, 1, tr. 47-52.
- (1952b), "Thang bằng thu chi tài chính quốc gia," *Tập san Kinh tế*, 2, tr. 13-17.
- Minh, Nghia. (1948), "Những điều cần thiết cho việc thực hiện chính sách ruộng đất của Đảng," *Sinh hoạt Nội bộ*, 12, tr. 8-10, 30.
- "Những nguyên nhân chính làm cho công tác thuế chua hoàn thành." (1953), *Tập san Kinh tế*, 5, tr. 57-61.
- Phạm, Van Đồng. (1951), "Máy vấn đề kinh tế tài chính cấp bách," *Nhân dân*, 7, ngày 7 tháng 5, tr. 2.
- (1952), "Máy điều phải nhận thức về vấn đề thang bằng thu chi," *Tập san Kinh tế*, 2, tr. 9-12.
- (1953), "Máy bài học lớn của công tác kinh tế tài chính năm 1952," *Tập san Kinh tế*, 5, tr. 1-8.
- "Trả lời độc giả." (1952), *Tập san Kinh tế*, 2, tr. 35-37.
- Trịnh, Van Bính. (1952), "Thống nhất quản lý thu chi tài chính," *Tập san Kinh tế*, 2, tr. 18-23.
- (1960), "15 nam xây dựng nền tài chính của nước Việt nam Dân chủ Cộng hòa," trên *Nước Việt nam Dân chủ Cộng hòa, Sự nghiệp Kinh tế và Văn hóa, 1945-1960*, Hà nội: NXB Sự thật, tr. 133-149.
- Trường, Chính. (1950), "Chúng ta đã làm gì và còn phải làm gì để chuyển sang giai đoạn mới?," trên *Tạp chí Cộng sản*, 2, trên *Cuộc Kháng chiến Thành thánh của Nhân dân Việt-nam, tập II*, Hà nội: NXB Sự thật, 1959, tr. 445-459.
- Thủ Tướng Phủ. (1950), *Những Luật lệ chính về Tổng động viên*, Kd: Thủ Tướng Phủ.
- Ty Tuyên truyền và Van nghệ Yên bái. (1952), *Vấn đáp về Chính lý Thuế Nông nghiệp*, Kd: Ty Tuyên truyền và Van nghệ Yên bái.
- Ủy ban Kháng chiến Hành chính L.K.III. (1952), *Thực hiện Đúng mức Nguyên tắc Dân chủ Tập trung trong Bộ máy Chính quyền: Chính đốn Tổ chức và Lề lối Làm việc của Chính quyền Địa phuong*, Kd: Ủy ban Kháng chiến Hành chính L.K.III.
- VKD-1950: Đảng Cộng sản Việt nam. (2001), *Van kiện Đảng Toàn tập, tập 11: nam 1950*, Hà nội: NXB Chính trị Quốc gia.
- VKD-1950a: "Chi thị của Ban Thường vụ Trung ương về vấn đề sửa chữa những sai lầm, khuyết điểm trong việc thi hành

chính sách nông thôn của Đảng, ngày 5-11-1950,” trên VKĐ-1950, tr. 517-541.

VKD-1951: Đảng Cộng sản Việt nam. (2001), *Van kiện Đảng Toàn tập, tập 12: năm 1951*, Hà nội: NXB Chính trị Quốc gia.

VKD-1951a : “Nghị quyết Hội nghị lần thứ hai Liên khu uỷ III, tháng 10-1951, về việc tranh thủ nhân dân, cùng cố phát triển co sò,” trên VKĐ-1951, tr. 699-724.

VKĐBLKVB-1950: Ban Chấp hành Đảng bộ Khu Tự trị Việt bắc. (1971), *Van kiện của Đảng bộ Liên khu Việt bắc, tập VI: nam 1950*, Kd : Ban Nghiên cứu Lịch sử Đảng Khu Tự trị Việt bắc.

VKĐBLKVB-1950a: “Nghị quyết của hội nghị cán bộ toàn Liên khu Việt bắc lần thứ nhất từ ngày 4-3 đến 14-3-1950,” trên VKĐBLKVB-1950, tr. 18-71.

VKĐBLKVB-1950b: “Đề án: tích cực chống nạn dối cải thiện đời sống dân cày nghèo,” trên VKĐBLKVB-1950, tr. 82-92.

Vu, Ngọc Khuê. (1966), “Tài chính, thuế khóa,” trên Viện Kinh tế, *Kinh tế Việt nam từ Cách mạng Tháng Tám đến Kháng chiến Thắng lợi (1945-1954)*, Hà nội: NXB Khoa học, tr. 319-341.

Vụ Thuế Nông nghiệp. (1951), *Điều lệ Tạm thời Thuế Nông nghiệp*, Kd: Bộ Tài chính.

英語

Brocheux, Pierre. (2002), “The Economy of War as a Prelude to ‘Socialist Economy’: The Case of the Vietnamese Resistance against the French, 1945-1954,” in Gisele L. Bousquet and Pierre Brocheux eds., *Viêt-Nam Exposé: French Scholarship on Twentieth-Century Vietnamese Society*, Ann Arbor: The University of Michigan Press, pp. 313-330.

Fall, Bernard B. (1956), *The Viet-Minh Regime: Government and Administration in the Democratic Republic of Vietnam, Revised and Enlarged Edition*, New York: Institute of Pacific Relations.

Hoang, Van Chi. (1964), *From Colonialism to Communism: A Case History of North Vietnam*, New York: Frederick A. Praeger.

Nguyen, Ngoc Minh. (1965), “The Birth of an Independent Currency,” *Vietnamese Studies 7, Pages of History 1945-54*, pp.198-219.

Nguyen, Quan. (2000), “The Economy of the Democratic Republic of Vietnam in the 1945-1954 Period and an Experimental Calculation of Vietnam’s GDP,” in Jean-Pascal Bassino, Jean-Dominique Giacometti, and Konosuke Odaka eds., *Quantitative Economic History of Vietnam, 1900-1990*, Kunitachi : Institute of Economic Research, Hitotsubashi University.

Zhai, Qiang. (2000), *China & the Vietnam Wars, 1950-1975*, Chapel Hill: The University of Carolina Press.

(ひらやま あきひろ・北海道大学スラブ研究センター学術研究員)